

○役員退職手当支給規程

(平成 15 年 10 月 1 日平成 15 年規程第 9 号)

改正 平成 16 年 1 月 19 日平成 16 年規程第 2 号 平成 19 年 3 月 28 日平成 19 年規程第 5 号
平成 21 年 7 月 22 日平成 21 年規程第 29 号 平成 25 年 3 月 27 日平成 25 年規程第 10 号
平成 27 年 3 月 25 日平成 27 年規程第 15 号 平成 27 年 4 月 6 日平成 27 年規程第 34 号
平成 29 年 12 月 28 日平成 29 年規程第 24 号

(総則)

第 1 条 国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)の役員(非常勤を除く。以下同じ。)に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職手当の支給)

第 2 条 退職手当は、役員が退職し、又は解任されたときはその者に、死亡したときはその遺族に支給するものとする。ただし、役員が、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 23 条第 2 項の規定により解任されたとき(同条同項第 1 号の規定により解任されたときを除く。)は、当該役員には退職手当は支給しない。

2 退職手当は、法令に基づきその者の退職手当から控除すべきものの全額を控除し、特別の事由のある場合を除き、文部科学大臣による業績勘案率の決定があった日から 1 月以内に支給する。

3 前項の規定にかかわらず、業績勘案率を 1.0 として、第 3 条の定めに基づき算出する退職手当の額以内の額(以下この条において「暫定退職手当額」という。)を、前項に定める控除を行った上で、役員の退職の日以後に支給することができる。

4 前項の規定により暫定退職手当額が支給された場合は、当該暫定退職手当額は第 1 項の規定により支給する退職手当の額(以下この条において「決定支給額」という。)の内払いとみなし、業績勘案率が決定した日以後遅滞なく決定支給額と当該暫定退職手当額の差額を精算する。

(退職手当の額)

第 3 条 退職手当の額は、在職期間 1 月につき、役員が退職し、解任され又は死亡した日におけるその者の本俸月額に 100 分の 10.4625 の割合を乗じて得た額に文部科学大臣が 0.0 から 2.0 の範囲内で機構の業務実績に対する評価に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第 5 条第 1 項及び第 6 条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間(以下「役職別期間」という。)1 月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの本俸月額に 100 分の 10.4625 の割合を乗じて得た額に文部科学大臣が 0.0 から 2.0 の範囲内で機構の業務実績に対する評価に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(在職期間等の計算)

第 4 条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1 月に満たない端数(以下「端数」という。)を生じたときは、1 月と計算するものとする。

2 前条第 1 項ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が前項の規定により計算した在職期間の在職月数をこえるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数

から当該こえる月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(国家公務員として在職した後引き続き役員となった者に対する退職手当に係る特例)

第5条 役員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。)第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び役員となった者の在職期間については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間を、役員としての引き続きいた在職期間とみなす。

- 2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第3条第1項ただし書きの適用に係る本俸月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、理事長が別に定める。
- 3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。)となるため退職し、かつ、引き続き役員となった場合における役員としての引き続きいた在職期間には、その者の国家公務員としての在職期間を含むものとする。
- 4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続き国家公務員となった場合においては、第2条の規定にかかわらず退職手当は支給しない。
- 5 第3項の規定に該当する役員のうち前項に該当する者以外の者が退職した場合の退職手当の額については、第3条第1項の規定にかかわらず当該退職の日に国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の第3項に規定する在職期間を、国家公務員退職手当法第7条に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。
- 6 前項の場合において当該退職の日における本俸月額は、当該役員が第3項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎とし、当該役員の役員としての引き続きいた在職期間等を勘案し、理事長が別に定める額とする。

(再任等の場合の取扱)

第6条 役員が、任期满了の日又はその翌日において、再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期满了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(遺族の範囲及び順位)

第7条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し、又は生計を共にしていた者
- (3) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、前号に該当しない者

- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号又は第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にし、その他の親族については、役員との親等の近い者を先順位とする。
- 3 退職手当を受けるべき遺族のうち、同順位の者が2人以上あるときはその人数により等分して支給する。
- 4 次に掲げる者は、この規程の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。
 - (1) 役員を故意に死亡させた者
 - (2) 役員の死亡前に、当該役員の死亡によってこの規程の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者
(退職手当の返納等)

第8条 退職手当の返納等の取扱いについては、退職手当法第11条から第18条までの規定を準用する。この場合において、「退職手当管理機関」とあるのは「機構」と、「退職手当・恩給審査会」とあるのは「退職手当審査会」と読み替えるものとする。
(端数の処理)

第9条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。
(実施細則)

第10条 退職手当の支給手続その他この規程の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 本規程における本俸は、科学技術振興事業団役員退職手当支給規程(平成8年規程第8号)においては本給とみなす。
- 3 独立行政法人科学技術振興機構法(平成14年法律第158号)附則第2条第1項の規定による科学技術振興事業団(以下「旧法人」という。)の解散に伴い旧法人の役員を退職し、引き続き独立行政法人科学技術振興機構の役員に任命された者の第3条に規定する在職期間にはその者の旧法人としての在職期間を含むものとする。
- 4 平成14年4月1日(以下「適用日」という。)の前日に現に在職する役員が適用日以降引き続き在職した後に退職した場合における退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、次の各号の一により計算した額とする。
 - (1) 任命の日から退職の日まで同一の役職の役員であった者の退職手当の額は、適用日の前日における本俸月額に任命の日から適用日の前日までの在職期間1月につき100分の36の割合を乗じて得た額と当該退職の日における本俸月額に適用日から退職の日までの在職期間1月につき100分の28の割合を乗じて得た額の合計額とする。
 - (2) 第6条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者で、適用日の前日までに異なる役職がある者の退職手当の額は、適用日の前日における当該異なる役職ごとの本俸月額に任命の日から適用日の前日までの異なる役職ごとの在職期間1月につき100

分の 36 の割合を乗じて得たそれぞれの額と、当該退職の日における本俸月額に適用日から退職の日までの在職期間 1 月につき 100 分の 28 の割合を乗じて得た額の合計額とする。

(3) 第 6 条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者で、適用日以後に異なる役職がある者の退職手当の額は、適用日の前日における本俸月額に任命の日から適用日の前日までの在職期間 1 月につき 100 分の 36 の割合を乗じて得た額と、退職の日における当該異なる役職ごとの本俸月額に適用日から退職の日までの異なる役職ごとの在職期間 1 月につき 100 分の 28 の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(4) 第 6 条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者で、適用日の前日までに異なる役職がある者で、かつ、適用日以後にさらに異なる役職がある者の退職手当の額は、適用日の前日における適用日の前日までの当該異なる役職ごとの本俸月額に任命の日から適用日の前日までの異なる役職ごとの在職期間 1 月につき 100 分の 36 の割合を乗じて得たそれぞれの額と、退職の日における適用日以後の当該異なる役職ごとの本俸月額に適用日から退職の日までの異なる役職ごとの在職期間 1 月につき 100 分の 28 の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

5 前項の規定において、各在職期間の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、1 月に満たない端数(以下「端数」という。)を生じたときは 1 月と計算するものとする。

ただし、各在職期間の月数の合計が第 4 条第 1 項の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、端数の少ない在職期間の月数から当該超える月数に達するまで順次 1 月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときには後の在職期間の月数から同様に 1 月を減ずるものとする。

附 則(平成 16 年 1 月 19 日平成 16 年規程第 2 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成 16 年 1 月 19 日から施行し、改正後の役員退職手当支給規程の規定は、平成 16 年 1 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 平成 15 年 12 月 31 日までの在職期間に係る退職手当の支給額については、改正後の役員退職手当支給規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 3 月 28 日平成 19 年規程第 5 号)

1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、改正後の役員退職手当支給規程の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

2 適用日の前日に現に在職する役員が適用日以降引き続き在職した後に退職した場合における退職手当の額は、第 3 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) 適用日の前日における本俸月額に、平成 16 年 1 月 1 日から適用日の前日までの在職期間 1 月につき 100 分の 12.5 を乗じて得た額に、文部科学省独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率(以下「業績勘案率」という。)を乗じて得た額

- (2) 退職日における本俸月額に適用日から退職日までの在職期間1月につき100分の12.5を乗じて得た額に、業績勘案率を乗じて得た額
- 3 第4条第1項及び第2項の規定は、前項の規定に基づき各在職期間を計算する場合について準用する。この場合において、第4条第1項中「在職期間及び役職別期間」とあるのは「各在職期間」と、同条第2項中「役職別期間」とあるのは「各在職期間」と読み替えるものとする。

附 則(平成21年7月22日平成21年規程第29号)

この規程は、平成21年7月22日から施行し、改正後の役員退職手当支給規程の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成25年3月27日平成25年規程第10号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年3月31日から施行する。ただし、改正後の役員退職手当支給規程第3条の規定は、平成25年1月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 第3条中「100分の87」とあるのは、平成25年1月1日から平成25年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」と読み替える。

附 則(平成27年3月25日平成27年規程第15号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月6日平成27年規程第34号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月7日から施行し、改正後の役員退職手当支給規程の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与差額の扱い)

- 2 退職又は死亡した役員が役員報酬規程(平成27年規程第33号)附則第2項による差額に相当する額を本給として支給されているときは、当該差額をこの規程に定める本俸月額には含めないものとする。

(施行日の前日以前に在職し、施行日後に退職する役員の退職手当)

- 3 この規程の施行の日の前日から引き続き在職した後に退職した役員に対する退職手当の額は、改正後の役員退職手当支給規程第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。この場合において、在職期間の計算方法は、同規程第4条第1項及び第2項を適用し、第4条第1項中「在職期間及び役職別期間」とあるのは「各在職期間」と、同条第2項中「役職別期間」とあるのは「各在職期間」と読み替えるものとする。

- (1) 施行日の前日における本俸月額に、施行日の前日までの在職期間1月につき100分の10.875を乗じて得た額に、文部科学大臣が0.0から2.0の範囲内で機構の業務実績に対する評価に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額

- (2) 退職日における本俸月額に、施行日から退職日までの在職期間1月につき、100分の10.875を乗じて得た額に、文部科学大臣が0.0から2.0の範囲内で機構の業務実績に対する評価に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額

附 則(平成29年12月28日平成29年規程第24号)

この規程は、平成30年1月1日から施行する。